

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表七(三) 平二十四・四・一以後終了事業年度分

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	1	円	所得金額差引計 (別表四「39の①」)-(7)	9	円
	私財提供を受けた金銭の額	2				
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	3	当期控除額 (4)、(8)と(9)のうち少ない金額	10		
	計 (1)+(2)+(3)	4				
欠損金額等の計算	適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額	5	△	調整前の欠損金の翌期繰越額 (13)の計	11	
	適用年度終了の時における資本金等の額 (別表五(一)「36の④」) (プラスの場合は0)	6				
	欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	7	欠損金額からしないものとする金額 (10)と(11)のうち少ない金額	12		
	差引欠損金額 (5)-(6)-(7)	8				

欠損金の翌期繰越額の調整

発生事業年度	調整前の欠損金の翌期繰越額 (別表七(一)「3」-「4」)	欠損金額からしないものとする金額 (当該発生事業年度の(13)と(12) -当該発生事業年度前の(14)の 合計額)のうち少ない金額	差引欠損金の翌期繰越額 (13) - (14)
	13	14	15
・	円	円	円
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
計			

別表七（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第59条第2項（同項第3号）に掲げる場合に該当する場合を除き、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条第1項（被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）の規定に読み替えて適用する場合を含みます。）又は第3項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額5」には、当期の別表五(一)の「期首現在利益積立金額①」の「差引合計額31」に記載されるべき金額がマイナス（△）である場合のその金額を記載します。
- 3 「適用年度終了の時ににおける資本金等の額（別表五(一)「36の④）」⁶は、（プラスの場合は0）」
法人が法第59条第3項の規定の適用を受ける場合に
ついてのみ記載します。
- 4 「当期控除額¹⁰」は、法人が
（(4)、(8)と(9)のうち少ない金額）¹⁰は、法人が
法第59条第3項の規定の適用を受ける場合には、
「(4)」を消します。
- 5 法人の平成24年4月1日前に開始した事業年度に
あつては、「調整前の欠損金の翌期繰越額¹¹」及び
（(13)の計）
「欠損金額からしないものとする金額¹²」の各欄並び
（(10)と(11)のうち少ない金額）¹²の各欄並び
に「欠損金の翌期繰越額の調整」の各欄は、記載を要
しません。